

## 区分所有法 保存行為 宅建 H09-13-1 《#769》

【問】正誤をつけよ。

共用部分の保存行為については、各区分所有者は、**いかなる場合**でも自ら単独で行うことができる。

【答え】誤り

《ポイント》 **共用部分の管理** 【★基礎必須】

1 共用部分の管理に関する事項は、前条（「共用部分の変更」）の場合を除いて、集会の決議で決する。ただし、**保存行為は、各共有者がすることができる。**

⇒ 原則、**保存行為は、各区分所有者が、単独**ですることができる

2 前項の規定は、**規約で別段の定めをすることを妨げない。**（区分法 18 条 1 項、2 項）